

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成19年8月10日 から 平成20年8月9日 まで	

基監発第 0810001 号
平成19年8月10日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」における重点監督の実施について

「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」の実施については、平成19年8月10日付け基発第0810004号「平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間の実施について」により指示されているところであるが、「平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間実施要領」に基づき、同月間（11月）中に過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に係る重点監督を実施することとするので、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 各署において月間中に計画している定期監督 [REDACTED] [REDACTED] を実施する場合は、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消を重点事項として、その実態を確認し、関係通達に基づき確実な指導を行うこと。
なお、本監督指導を実施した全数について、別添様式の監督付表を作成すること。
- 2 監督付表を作成した監督指導については、その結果を、平成19年12月14日（金）までに、全件数について労働基準行政情報システムに確実に入力するとともに、入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報1」のタブ画面の「特別監督対象1」から「一斉1」を選択し、確実に入力すること。
- 3 局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、平成19年12月21日（金）までに本省監督課あて報告すること。

過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の解消を主眼とする監督付表

() 局 () 署

1 事業場の属性

事業場名						
業 種 (報告例規)	大分類	中文類	小分類	業		
労働者数	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
企業全体の 労働者数	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
労働組合の有無		過半数組合あり		過半数組合なし		労働組合なし

2 労働時間管理の方法（該当するものに○を付すること。部署等によって違う場合は、複数回答可。）

- ① 自己申告制
- ② 使用者が自ら現認することにより確認し、記録
- ③ タイムカードを基礎に確認し、記録
- ④ ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録
- ⑤ パソコン入力を基礎に確認し、記録
- ⑥ その他 ()

3 労働時間適正把握基準に係る状況（該当するものに○を付すること。以下同じ。）

(1) 労働時間適正把握基準に係る指導票交付の有無

有 ・ 無

(2) 「有」の場合の指導事項（複数回答可）

- ① 基準2の(1)関係
- ② 基準2の(3)ア関係
- ③ 基準2の(3)イ関係
- ④ 基準2の(3)ウ関係
- ⑤ 基準2の(5)関係
- ⑥ 基準2の(6)関係

4 時間外・休日労働の実績（実績が最も多い労働者について記入すること。）

- ① 1月当たり45時間以内
- ② 1月当たり45時間超え80時間未満
- ③ 1月当たり80時間超え100時間未満
- ④ 1月当たり100時間超え

5 平成18年3月17日付け基監発第0317002号・基安労発第0317001号・基勤企発第0317001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」に基づく指導状況（労働者数が50人以上の事業場に限り。複数回答可。）

- ① 記の4の(2)のイ関係（80時間超えかつ申出者に対する面接指導等未実施）
- ② 記の4の(2)のウ関係（100時間超えかつ申出者に対する面接指導等未実施等）
- ③ 記の4の(2)のエ関係（45時間超えかつ健康に配慮が必要な者に対する面接指導等未実施）
- ④ 記の4の(2)のオ関係（衛生委員会等における調査審議未実施）
- ⑤ 記の4の(2)のカ関係（面接指導等実施に係る方法・体制の整備等）

6 地域産業保健センターの利用の勧奨（労働者数が50人未満の事業場に限り。）

有 ・ 無